

Ⅱ－５－（３） 健康管理（学生相談室）

1 心の健康相談（スクールカウンセリング）

大学生という時期は、自分が何をなすべきかを見出し、それを磨き上げていく時期です。その過程でいろいろと悩み、考え、試行錯誤することは当然であり、むしろ望ましいことでしょう。本学では、皆さんが心身ともに健康で、充実した学生生活を送っていただけるよう1階の学生相談室が様々な支援活動を行っています。

5階の学生サポート・コーナーでは、不定期であるが学生同士あるいは大学教職員と自由に語り合うことによって、大学生活において自分が何を発見し、何を目指していくのか考えていく「オープン・ルーム」を開催しています。他にも何か自分を変えたい、自分がより自分らしく生き生きと積極的に生きていけるようになりたいと考えている学生を対象に「アイデンティティ・グループ（自分らしさを発見グループ）」が企画されることもあります。

不定期ではありますが、昼休み5階オープン・ルームにて茶菓子を用意し「気軽に談話できる会」も行っていますので、どうぞ気軽に訪れてみてください。

学生生活を送るうえで自分ひとりでは解決できない問題にぶつかったときには、相談員（臨床心理士）が個別的に専門的な心理的援助を行います。相談員と語り合うことを通して、一人ひとりが問題に立ち向かえるようになり、自分らしさを見出していってもらえればと考えています。友人関係・対人関係の悩みばかりでなく、修学や進路選択に関する悩み、不眠や抑うつ、無気力など、さまざまな心の問題にでも気軽に学生相談室に訪れてください。相談内容は厳守します。

大学生活で悩みや不安が生じるのはよくあることですが、一人で悩みを抱え込まないようにしましょう。必要なときに必要な助けを得るのはセルフ・マネジメントにおいても大変立派なことです。解決の手助けをしてくれる人たちが、自分にはいるんだということを忘れないでください。

2 守秘義務のガイドライン

学生相談の相談内容は、基本的に守秘義務によって守られています。ただし、以下の項目に該当する場合には、利用していただく皆さんの「安全」と「心理的な健康」を守るために、例外的に担当教員・職員・保護者・専門機関と情報交換を行うことがあります。原則として、提供する情報に関しては本人に説明を行い、了承を得ていくように努めています。また、外部との情報提供は、皆さんのサポートに必要な内容に限って行うことになっています。

(1) 本人への連絡なしで報告できるもの

- ・命にかかわるほどの、自傷他害の可能性があると判断される場合
- ・法に触れる重大な行為が認められる場合

(2) 本人への連絡を行ったうえで報告できるもの

- ・医療機関への紹介状を作成する場合
- ・学生生活の継続が著しく困難と認められる場合